第一項の表二三六の項を次のように改める。

236	削除	

第一項の表二三八の項を次のように改める。

238	削除	

第一項の表四二二の項を次のように改める。

422	削除	

第一項の表七九一の項を次のように改める。

791	削除	

第一項の表七九五の項を次のように改める。

795	削除	

第一項の表七九七の項を次のように改める。

797	削除	

第一項の表八二〇の項を次のように改める。

820	削除	

第二項の表二の項中「赤坂5丁目3－6」を「赤坂5－3－6」に、「芝4丁目2－8」を「芝公園4－2－8」に改め、同表四の項中「(81.50)」を「(81.00)」に、「(195.50)」を「(197.00)」に改める。

二十九　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六七の項を次のように改める。

67	削除	

第一項の表七五の項を次のように改める。

75	削除	

第一項の表九六の項を次のように改める。

96	削除	

第一項の表一〇〇の項を次のように改める。

100	削除	

第一項の表一〇九の項を次のように改める。

109	削除	

第一項の表一一七の項を次のように改める。

117	削除	

第一項の表一九一の項を次のように改める。

191	削除	

第一項の表二〇七の項を次のように改める。

207	削除	

第一項の表二〇九の項及び二一〇の項を次のように改める。

209	削除	
210	削除	

第一項の表二一四の項を次のように改める。

214	削除	

第一項の表二五三の項を次のように改める。

253	削除	

第一項の表三三七の項を次のように改める。

337	削除	

三十　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除	

三十一　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

5	削除	

三十二　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除	

第一項の表七の項を次のように改める。

7	削除	

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除	

第一項の表三八の項を次のように改める。

38	削除	